

介護保険負担限度額認定要件

| 利用者 負担段階 | 収入等要件 | 預貯金等要件 |
|-------------|---|--|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者 | 預貯金等資産が 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下(生活保護受給者を除く) |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 預貯金等資産が 単身で650万円、夫婦で1,650万円以下 |
| 第3段階(1) | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 | 預貯金等資産が 単身で550万円、夫婦で1,550万円以下 |
| 第3段階(2) | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方 | 預貯金等資産が 単身で500万円、夫婦で1,500万円以下 |

※年金収入額は、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額になります。

※市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、負担限度額認定の対象になりません。

※第2号被保険者の預貯金等要件は各段階ともに単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下。